

産業廃棄物の種類

種類		具体例
1	燃え殻	木灰、石炭がら、クリンカ、廃棄物焼却灰、炉清掃掃出物、廃カーボン、廃活性炭、コークス灰、重油灰、煙道灰、アルミ灰、下水道焼却灰、製紙スラッジ焼却灰、各種重金属含有焼却灰など焼却残灰、水銀含有ばいじん等
2	汚泥	有機汚泥(排水処理汚泥、下水汚泥等)、無機汚泥(建設汚泥、珪藻土かす、炭酸カルシウムかす等)、水銀含有ばいじん等、水銀使用製品産業廃棄物
3	廃油	鉱物性油(潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油等)、動植物性油、溶剤、タールピッチ等
4	廃酸	無機廃酸(廃硫酸、廃塩酸、廃硝酸等)、有機廃酸(廃酢酸、廃シュウ酸、廃クエン酸等)、写真定着廃液、染色廃液(漂白浸漬工程、染色工程)、エッチング廃液、廃棄飲料等すべての酸性廃液、水銀含有ばいじん等
5	廃アルカリ	脱脂廃液(金属表面処理)、写真現像廃液、廃ソーダ液、アンモニア廃液、金属せっけん廃液、廃灰汁、ドロマイト廃液、黒液(チップ蒸解廃液)、フォトレジスト剥離液、染色廃液(精錬工程、シルケット加工)等すべてのアルカリ性廃液、水銀含有ばいじん等
6	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む)、その他合成高分子系化合物、塗料かす・廃インキ(固形状のもの)、接着剤かす、ライニングくず、化粧合板くず、ゴムキャタ、防舷材(合成硬化ゴム)、廃ベークライト(プリント基板等)、モールド機器(エポキシ樹脂等)、石綿含有産業廃棄物(Pタイル等)、水銀使用製品産業廃棄物 ・軟質系:ポリプロピレン、ポリエチレン等 ・硬質系:ナイロン製品、合成フェルト、FRP、ユニットバス、漁網等 ・重量系:鉄板付ウレタン外壁、タイルカーペット、絨毯人工芝、長尺、テント生地等の重量物等 ・塩ビ系:塩ビクロス、長尺シート、ビニール系床材、人工芝・ラバーマット、シート(防水・防災・防草)、タイルカーペット、塩ビ管、雨樋、ホース等 ・発泡スチロール、スタイロフォーム、発泡ウレタン
7	ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
8	金属くず	鉄くず、スクラップ、鉄鋼破片、非鉄金属破片、ブリキくず、トタンくず、鉛管くず、銅くず、アルミくず、研磨くず、切削くず、バリ、ショット粉、スチールコード、鉄骨・鉄筋くず、基盤、空き缶、水銀使用製品産業廃棄物
9	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	ガラス類(板ガラス等)、グラスウール(断熱材)、廃空ビン類、アンプルロス、破損ガラス、ガラス繊維くず、カレットくず、ガラス粉、けい酸カルシウム板、ロックウール系吸音板、土器くず、陶器くず、せっき器くず、磁器くず、レンガくず、かわらくず、石膏型、タイルくず、石膏ボードくず、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、石綿含有産業廃棄物(含綿セメント板、岩綿吸音板等)、水銀使用製品産業廃棄物
10	鉱さい	鑄物廃砂、高炉・転炉・電炉等のスラグ(残さい)、キューボラ・溶鉱炉のノロ、ドロス、カラミ、スパイス、ボタ、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす、鉱じん、アルミドロス、水銀含有ばいじん等
11	がれき類	コンクリート破片、アスファルト破片、ALC解体廃材、その他がれき類
12	ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設で集められたもの バグフィルター捕集ダスト、サイクロン捕集ダスト、石炭灰、コークス灰、製紙スラッジ焼却ダスト、SUSダスト、EP灰、廃砂ダスト、転炉ダスト、鉄鋼ダスト、電気炉ダスト、キューボラダスト、各種重金属含有ダスト、水銀含有ばいじん等
13	紙くず	建設業に係るもの、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず、旧ノーカーボン紙、建材の包装紙、板紙等
14	木くず	建設業に係る木くず、建設業に係る伐採材・抜根材、木材・木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業及び物品賃貸業から生ずる木くず、木材片、カンナくず、おがくず、パーク類、パレット、梱包材くず、板きれ、廃チップ、樹皮(パーク)等
15	繊維くず	建設業に係るもの、木綿くず、羊毛くず、麻くず、糸くず、布くず、不良くず、本量等の天然繊維くず
16	動植物性残さ	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業(たばこ製造業を除く)、医薬品製造業、香料製造業で原料として使用した動植物の残さ(あめかす、のりかす、魚や獣のあら、醸造かす、発酵かす等)
17	動物系固形不要物	と畜場及び食鳥処理場で家畜の解体等により生じた固形状の不要物
18	動物のふん尿	畜産農業から生じた牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとりなどのふん尿
19	動物の死体	畜産農業から生じた牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとりなどの死体
20	政令第13号廃棄物(上記1から19の産業廃棄物を処理したもので、1から19に該当しないもの)	コンクリート固型化物

あらゆる事業活動に伴うもの

特定の事業活動に伴うもの